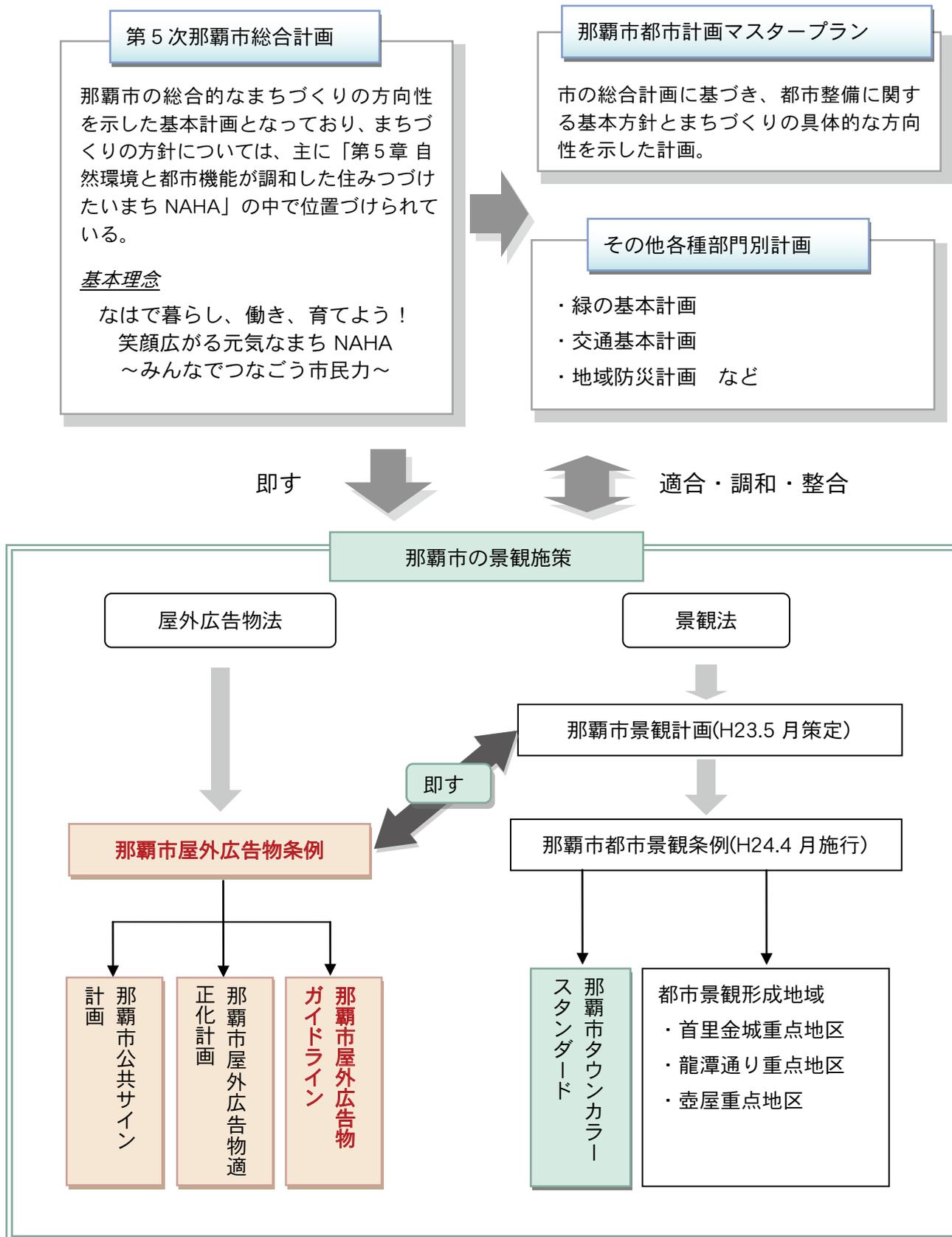


參考資料編

1. 上位計画、景観計画との位置づけ

那覇市景観施策体系図

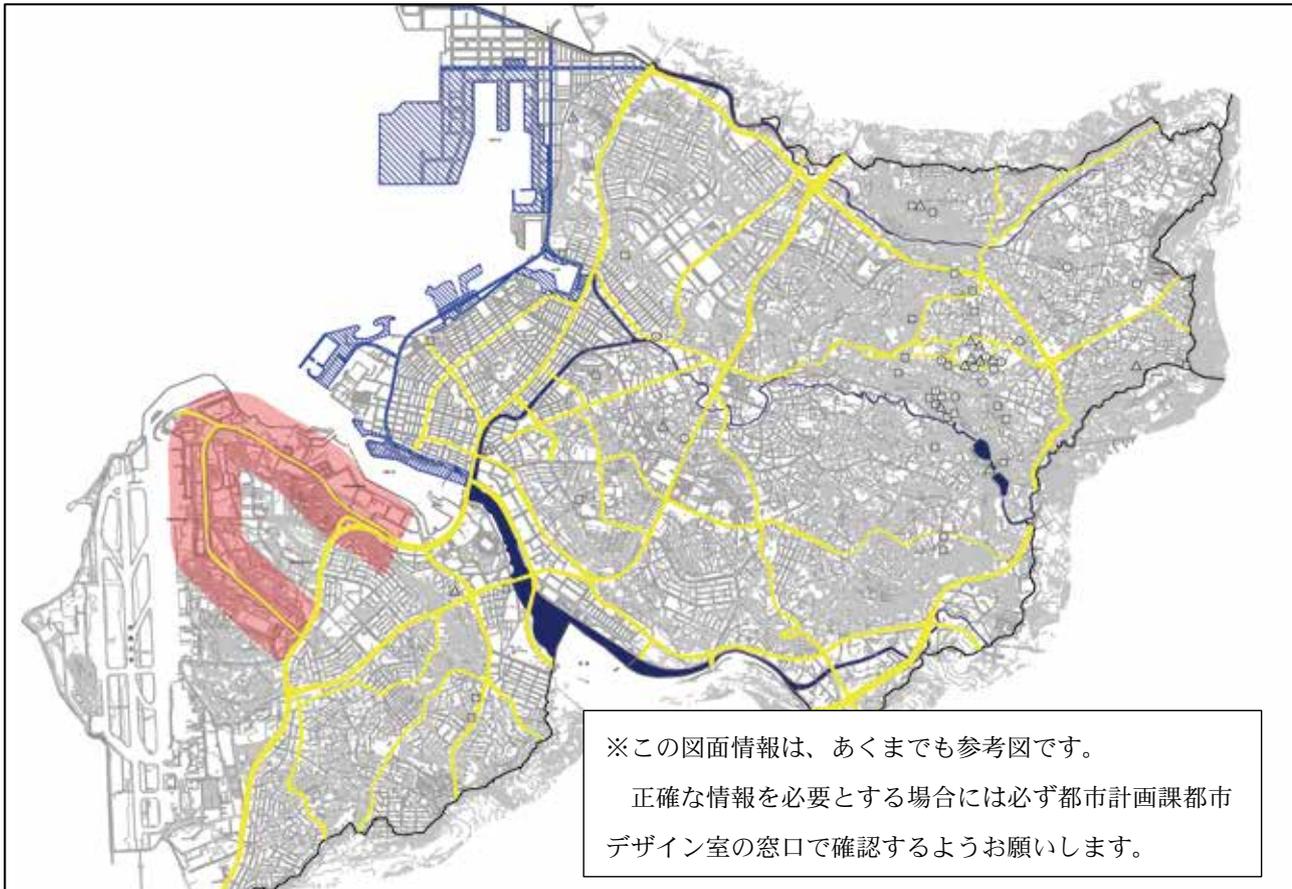


2. 市長が指定する禁止地域

那覇市屋外広告物条例第9条の規定に基づく市長が指定する禁止地域を次のように定めています。禁止地域においては非自家用広告の表示は禁止ですが、自家用広告物は30㎡までは許可を受ければ表示ができます。

項目		市長が指定する禁止地域												
文化財保護 法関連	国指定	●文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)の敷地から50メートル以内の地域												
	県指定	●沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財(建造物に限る。)又は民俗資料(建造物に限る。)の敷地から50メートル以内の地域												
	市指定	●那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第5条第1項の規定により指定された建造物の敷地から50メートル以内の地域												
道路、軌道関連		<p>●那覇市の区域内における高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び一般県道の全区間</p> <p>●次に掲げる道路の区間の路端から両側300メートル以内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>沖縄自動車道</td> <td>那覇市首里崎山町の那覇糸満線との交点から南風原町字新川境まで</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>332号</td> <td>那覇市字鏡水(那覇空港)から那覇市垣花町の国道331号との交点まで</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>那覇空港線</td> <td>那覇市字鏡水の国道332号との交点から那覇市字安次嶺の国道331号との交点まで</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線名	区間	高速自動車国道	沖縄自動車道	那覇市首里崎山町の那覇糸満線との交点から南風原町字新川境まで	一般国道	332号	那覇市字鏡水(那覇空港)から那覇市垣花町の国道331号との交点まで	一般県道	那覇空港線	那覇市字鏡水の国道332号との交点から那覇市字安次嶺の国道331号との交点まで
道路の種類	路線名	区間												
高速自動車国道	沖縄自動車道	那覇市首里崎山町の那覇糸満線との交点から南風原町字新川境まで												
一般国道	332号	那覇市字鏡水(那覇空港)から那覇市垣花町の国道331号との交点まで												
一般県道	那覇空港線	那覇市字鏡水の国道332号との交点から那覇市字安次嶺の国道331号との交点まで												
その他		<p>●国場川、安里川、久茂地川、潮渡川、安謝川の河川区域</p> <p>●那覇空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500メートル以内</p> <p>●重要港湾の区域(那覇港、臨港道路、緑地)</p>												

市長が指定する禁止地域



	沖縄自動車道 国道 58・329・330・331・332・390・507号 県道 7・11・28・29・39・42・43・46・47・49・50・62・82・153・155・222・231・241号
	国道332号・県道那覇空港線の区間の路端から両側300M以内
	国場川・安里川・久茂地川・潮渡川・安謝川
	那覇港、臨港道路、緑地

3. その他

■ 広告物Q & A

那覇市屋外広告物条例についてのQ&Aについては那覇市都市計画課HPをご覧ください。

詳しくはこちらをご覧ください
<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/okugai/index.html>
 (「那覇市屋外広告物」で検索)

■ 那覇市サインデザインマニュアル

各広告物のデザインのポイントや事例写真を掲載しています。広告物の計画・整備を行う際の参考にしてください。

■ 用語解説

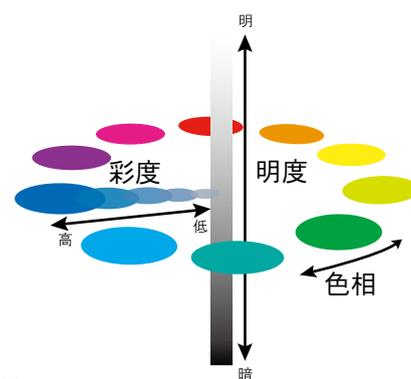
- ・ 自家用広告物
 自己の店舗等の敷地において、店舗等の名称や営業内容を表示するために設置される屋外広告物
- ・ 案内広告物
 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等
- ・ 管理用広告物
 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等
- ・ マンセル値
 色は、「色相」「明度」「彩度」の三つの属性に分けることができます。これを数字やアルファベットの記号で表示するのはマンセルシステムです。



自己の敷地

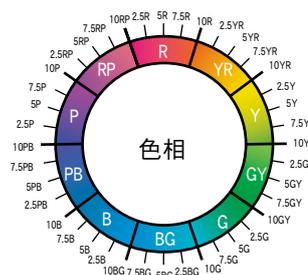


【マンセル表色系のしくみ】



色相が 7.5YR、明度が 8、彩度が 2 の色は、このように表します。

7.5YR 8/ 2
 色相 明度 彩度



●色相

赤、青、黄などの色味を指す。10の色名に分け、それぞれ頭文字で表す（例：GY＝グリーンイエロー＝黄緑）。さらにそれぞれの色を数字で10段階に分割し、数字と頭文字を組み合わせで表示する。

●明度

明るさ。1～10の段階で表示し、数字が大きいほど明るくなる（白に近づく）。

●彩度

あざやかさ。数字が大きいほどあざやかなので、色味が強い。白、灰色、黒（無彩色）には色味がないので、彩度もない。

4. 那覇市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 広告物の制限等(第9条—第20条)
- 第3章 管理、監督等(第21条—第35条)
- 第4章 屋外広告業(第36条—第52条)
- 第5章 雑則(第53条—第56条)
- 第6章 罰則(第57条—第62条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 法第2条第1項の屋外広告物をいう。
 - (2) 掲出物件 広告物を掲出する物件をいう。
 - (3) 広告物等 広告物又は掲出物件をいう。
 - (4) 屋外広告業 法第2条第2項の屋外広告業をいう。
 - (5) 広告主 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を広告するため、広告物の表示若しくは掲出物件の設置(以下「広告物等の表示等」という。)を自ら行い、又は屋外広告業を営むその他の者に委託し、若しくは依頼して行う者をいう。
 - (6) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物等をいう。
 - (7) 案内広告物等 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等をいう。
 - (8) はり札等 法第7条第4項のはり札等をいう。
 - (9) 広告旗 法第7条第4項の広告旗をいう。
 - (10) 立看板等 法第7条第4項の立看板等をいう。
- (広告物等の在り方)

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する適正な広告物等の表示等に関する啓発活動、那覇市景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定める市の景観計画をいう。以下同じ。)に即した広告物等に関する施策その他第1条の目的を達成するために必要な施策を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(広告主及び屋外広告業を営む者の責務)

第6条 広告主及び屋外広告業を営む者は、前条に定めるところによるほか、広告物等の表示等を行うに当たっては、この条例の規定及び那覇市景観計画を遵守し、並びに良好な景観又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(違反に対する勧告及び公表)

第8条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、第6条に規定する措置を講じよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容及びに勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第2章 広告物の制限等

(禁止地域等)

第9条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域等」

という。)においては、広告物等の表示等を行ってはいない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域、景観地区又は風致地区
 - (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
 - (3) 沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財(建造物に限る。)又は民俗資料(建造物に限る。)の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
 - (4) 那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第5条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
 - (5) 道路又は軌道で、市長が指定する区間
 - (6) 道路又は軌道に接続する地域で、市長が指定する区域
 - (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の区域
 - (8) 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - (9) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院の敷地
 - (11) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- (禁止物件)

第10条 次に掲げる物件には、広告物等の表示等を行ってはならない。

- (1) 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造及び分離帯

- (2) 石垣及び擁壁の類
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識及び歩道さく、こま止めの類並びに里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するものの
 - (6) 消火栓及び火災報知機
 - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めて指定する物件
- (許可)

第11条 前2条及び第16条の規定により広告物等の表示等を行うことが禁止される場合を除き、広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

⇒規則第2条

(景観保全型広告整備地区)

第12条 市長は、良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区について、広告物等の表示等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物等の表示等に関する基本構想
- (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、広告物等の表示等を行おうとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

6 市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、規則で定める広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に

届け出なければならない。

⇒規則第 5 条第 1 項・規則第 5 条第 2 項

7 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(広告物協定地区)

第 13 条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他市長が指定する土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め当該区域の景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結した場合において、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

⇒規則第 6 条第 1 項

- 2 広告物協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
 - (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - (3) 広告物協定の有効期間
 - (4) 広告物協定に違反した場合の措置
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第 1 項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

⇒規則第 6 条第 1 項

- 4 市長は、第 1 項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対し、技術的助言、支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第 1 項又は第 3 項の認定後、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 第 1 項又は第 3 項の認定を受けた広告物協定（以下「認定広告物協定」という。）に加わっていない者で当該広告物協定地区において広告物等の表示等を行おうとするものは、当該広告物協定の内容に配慮するよう努

めるものとする。

- 7 市長は、認定広告物協定に係る広告物協定地区において広告物等の表示等を行い、又は行おうとする者に対し、当該広告物協定地区の景観を形成するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 8 広告物協定に係る土地所有者等が、認定広告物協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

⇒規則第 6 条第 1 項

(適用除外等)

第 14 条 次に掲げる広告物等については、第 9 条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）その他法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- 2 次に掲げる広告物等については、第 9 条及び第 11 条の規定は、適用しない。
- (1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

⇒規則第 5 条第 1 項・規則第 7 条

- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

⇒規則第 7 条

- (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (5) 軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

⇒規則第 7 条

- (6) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市の区域を除く沖縄県の区域に存するものに表示される広告物であって、沖縄県屋外広告物条例（昭和 50 年沖縄県条例第 28 号。以下「沖縄県条例」という。）の規定に従って表示されるもの
- (7) 人、動物、車両（軌道車両及び自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
- (9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示

される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの

3 次に掲げる広告物等については、第 10 条の規定は、適用しない。

(1) 第 10 条第 8 号又は第 9 号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

⇒規則第 7 条

(2) 前号に掲げるもののほか、第 10 条に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

(3) 前 2 号に掲げる掲出物件

4 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第 11 条の規定は、適用しない。

⇒規則第 7 条

5 自家用広告物等で、第 2 項第 1 号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 9 条の規定は、適用しない。

⇒規則第 2 条

6 軌道車両に表示される広告物で、第 2 項第 5 号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示する場合に限り、第 9 条の規定は、適用しない。

⇒規則第 2 条

7 案内広告物等については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 9 条の規定は、適用しない。

⇒規則第 2 条

8 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物等であって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 9 条及び第 10 条（第 4 号、第 5 号及び第 7 号から第 10 号までに限る。）の規定は、適用しない。

⇒規則第 2 条・規則第 7 条の 2

9 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で

あって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組で規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 9 条及び第 10 条（第 2 号、第 5 号及び第 8 号から第 10 号までに限る。）の規定は、適用しない。

⇒規則第 2 条・規則第 7 条の 3

10 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第 9 条から第 11 条までの規定は、適用しない。

⇒規則第 7 条

11 第 2 項第 4 号の広告物等の表示等を行うとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）も、同様とする。

⇒規則第 4 条第 2 項・規則第 8 条第 1 項・規則第 9 条

12 国又は地方公共団体は、第 1 項第 2 号に規定する広告物等について、広告物等の表示等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）も、同様とする。

⇒規則第 4 条第 2 項・規則第 8 条第 1 項・規則第 9 条（経過措置）

第 15 条 第 9 条から第 11 条までの規定により新たに広告物等の表示等を禁止され、又は当該表示等につき許可を要することとされた地域若しくは場所又は物件に、現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等がある場合には、当該広告物等の表示等が禁止されるものとされ、又は許可を要するものとされた日から起算して 3 年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第 9 条から第 11 条までの規定は、適用しない。その期間内に当該広告物等について、この条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

2 第 12 条又は第 13 条の規定による認定があつた際、当該指定又は認定により新たに景観保全型広告整備地区又は広告物協定地区となつた区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該

指定又は認定の日から 3 年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例による。ただし、その期間内に当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、この限りでない。

⇒規則第 9 条

（禁止広告物）

第 16 条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (6) 規則で定める塗料等を使用するもの

⇒規則第 10 条

（許可の基準）

第 17 条 この条例の規定による広告物等の表示等の許可の基準は、規則で定める。

⇒規則第 11 条

2 市長は、広告物等の表示等が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第 18 条 この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、広告物等の種類に応じ、3 年を超えない範囲内で、規則で定める。

⇒規則第 12 条

（継続の許可）

第 19 条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間満了後、更に継続して広告物等の表示等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

⇒規則第 13 条

（変更等の許可）

第 20 条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとする

とき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

⇒規則第 9 条・規則第 14 条

第 3 章 管理、監督等

（許可等の表示）

第 21 条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定める許可証を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

⇒規則第 15 条第 1 項・第 2 項

2 前項の許可証又は許可の押印は、許可の期間を明示したものでなければならない。

3 第 12 条第 6 項又は第 14 条第 11 項若しくは第 12 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。

⇒規則第 15 条第 3 項・規則第 15 条第 4 項

（管理義務）

第 22 条 広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（点検義務）

第 22 条の 2 広告物等の所有者又は占有者は、次項の規定による場合を除くほか、その所有し、又は占有する広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検をしなければならない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等（規則で定める広告物等を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者に前項の点検をさせなければならない。

- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者

⇒規則第 15 条の 2 第 1 項・規則第 15 条第 2 項

（除却義務等）

第 23 条 広告物等の表示等を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10 日以内に広告物等を除却しなければならない。

- (1) この条例の規定による許可の期間が満了したとき。

- (2) 第15条に規定する期間が経過したとき。
 - (3) 次条の規定により許可が取り消されたとき。
 - (4) 広告物等の表示等が必要でなくなったとき。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第16条第1項

(許可の取消し)

第24条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第18条第1項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第20条の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、当該広告物の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその職員若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) 保管した広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号の広告物については、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。

⇒規則第17条第1項

- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第31条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を那覇市公報に登載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

⇒規則第17条第2項・3項

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

⇒規則第18条

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第31条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方

法によってその者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

⇒規則第 19 条

(立入検査等)

第 32 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⇒規則第 20 条

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第 33 条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第 34 条 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

⇒規則第 21 条第 1 項

2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項の建築士、法第 10 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

⇒規則第 21 条第 2 項・3 項

(管理者等の届出)

第 35 条 広告物等の表示等を行う者は、前条第 1 項の管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 22 条第 1 号

2 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者に変更があったときは、

新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 22 条第 2 号

3 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 22 条第 3 号

4 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 22 条第 4 号

第 4 章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第 36 条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

⇒規則第 23 条

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 37 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

⇒規則第 24 条

(1) 商号、氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

⇒規則第 26 条第 1 号・2 号

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

⇒規則第 26 条第 3 号

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

⇒規則第 26 条第 4 号

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、役員の名及び主たる事務所の所在地）

⇒規則第 26 条第 5 号

(5) 第 45 条の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

⇒規則第 26 条第 6 号

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 39 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

⇒規則第 25 条第 1 項・2 項

（登録の実施）

第 38 条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を規則で定める屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

⇒規則第 27 条第 1 項

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

⇒規則第 27 条第 3 項

（登録の拒否）

第 39 条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 37 条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

⇒規則第 25 条第 2 項第 1 号

- (1) 第 49 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第 36 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 49 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日以前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 49 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜら

れ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第 45 条の業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第 40 条 屋外広告業者は、第 37 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 26 条第 1 項

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 37 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第 41 条 市長は、屋外広告業者登録簿を、規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。

⇒規則第 27 条第 2 項

（廃業等の届出）

第 42 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

⇒規則第 28 条

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合
屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
(登録の抹消)

第43条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第49条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。
(講習会)

第44条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

⇒規則第21条第3項第1号・規則第29条第1項

2 市長は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。
(業務主任者の設置)

第45条 屋外広告業者は、第37条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

⇒規則第25条第2項第2号

- (1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の本市以外の中核市の行う講習会の課程を修了した者

⇒規則第21条第3項第2号

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者あつて、広告美術仕上げに係るもの

⇒規則第21条第3項第2号・第3号

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

⇒規則第21条第3項第2号・規則第32条1項

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他広告物等の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物等の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示等に係る安全の確保に関すること。

(3) 第47条の帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告物等の表示等に関する業務の適正な実施の確保に関すること。
(標識の掲示)

第46条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第37条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名(法人にあつては、名称)その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

⇒規則第33条第1項・第2項

(帳簿の備付け等)

第47条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第37条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

⇒規則第34条第1項・第2項

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第48条 市長は、本市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第49条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第39条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれに基づく処分違反したとき。

2 第39条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(沖縄県知事の登録を受けた者に関する特例)

第50条 第36条から第41条まで、第43条及び第49条の規定は、沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第36条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

⇒規則第33条第3項

3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったときも同様とする。

⇒規則第35条第1項・規則第36条第1項

4 屋外広告業者が沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る第36条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 第39条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

7 市長は、第3項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を特例屋外広告業者届出簿に記載し、規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。看板等に係るこの条例の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

⇒規則第37条第1項・第2項

8 市長は、特例屋外広告業者届出簿に記載されている者について、第42条第1項の規定による届出があったとき又は沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、その者に係る記載を抹消しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

第51条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。

⇒規則第38条第1項・第2項

2 市長は、第49条第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

⇒規則第38条第3項

(報告及び検査)

第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入れ、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

⇒規則第20条

第5章 雑則

(審議会への諮問)

第53条 市長は、次に掲げる場合においては、那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第9条、第10条及び第12条の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第13条第1項、第3項又は第8項の認定をしようとするとき。

(3) 第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号並びに第17条第1項に規定する基準並びに第12条第2項に規定する基本方針を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(4) 第17条第2項の規定による許可をしようとするとき。

(手数料)

第54条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、許可の申請の際、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るこの条例の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 第36条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、登録の申請の際、申請1件につき1万円の登録手数料を納付しなければならない。

3 第44条第1項の講習会の講習を受けようとする者は、受講の申込みの際、講習手数料2,000円を納付しなければならない。

4 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(告示)

第55条 市長は、第9条第1項第5号、第6号、第8号、第9号及び第11号、第10条第1項第5号及び第12号、

第12条第1項並びに第13条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第13条の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(刑罰)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- (2) 第36条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (4) 第49条第1項又は第50条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第10条の規定に違反して広告物等の表示等を行った者
- (2) 第11条又は第19条の規定に違反して許可を受けないで広告物等の表示等を行った者
- (3) 第20条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (4) 第23条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (5) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第45条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第52条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第60条 第21条第1項の規定に違反して許可証を貼付しなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条第2項の規定による届出を怠った者
- (2) 第35条の規定による届出を怠った者
- (3) 第42条第1項又は第50条第3項の規定による届出を怠った者
- (4) 第46条の規定による標識を掲げない者
- (5) 第47条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(既存の広告物等の特例)
- 2 この条例の施行の際、現に沖縄県条例の規定により許可を受け、又は適法に表示されている広告物等で、この条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しなくなるものについては、平成28年3月31日までを限度とし、当該広告物等の表示等を行うことができる。
- 3 前項の規定により表示又は設置を行うことができる広告物等で、沖縄県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間が満了する場合において、市長が第19条第1項の継続の許可をしたときに限り、前項の規定を適用する。この場合においては、第9条、第10条及び第17条第1項の規定は適用しないものとする。
(県条例の規定によりなされた行為の特例)
- 4 この条例の施行日前に、沖縄県条例の規定により沖縄県知事が行った許可、処分その他の行為又は沖縄県知事に対して行われた申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日の前日において、現に沖縄県条例の規定による

屋外広告業の登録を受けている者は、第 50 条第 3 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 1 年を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないで、引き続き、本市の区域内で屋外広告業を営むことができる。
(禁止地域等の指定等の手続の特例)

6 第 53 条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、那覇市都市景観条例第 5 条第 1 項的那覇市都市景観審議会の意見を聴かないで、第 9 条及び第 10 条の規定による指定をし、並びに第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号、同条第 3 項第 1 号並びに第 17 条第 1 項に規定する基準を定めることができる。

別表(第 54 条関係)

許可申請手数料

種類	区分	単位	金額
はり紙		1 枚	5 円
広告幕		1 枚	540 円
広告旗		1 本	210 円
立看板		1 個	210 円
気球広告		1 個	1,240 円
広告板(はり札及びアーチを含む。)、 広告塔及びその他の の広告物等	0.5 平方メートル未満	1 枚、1 個又 は 1 基	140 円
	0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満		240 円
	1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル未満		460 円
	2.0 平方メートル以上 5.0 平方メートル未満		830 円
	5.0 平方メートル以上 10.0 平方メートル未満		1,560 円
	10.0 平方メートル以上 20.0 平方メートル未満		3,000 円
	20.0 平方メートル以上 30.0 平方メートル未満		5,290 円
	30.0 平方メートル以上 40.0 平方メートル未満		7,580 円
	40.0 平方メートル以上 50.0 平方メートル未満		10,820 円
	50.0 平方メートル以上		50.0 平方メートルを 10,820 円とし、50.0 平方メートルを 1.0 平方メートル増すごとに 330 円を加算した額
電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告		1 枚又は 1 基	240 円

備考 広告板(はり札及びアーチを含む。)、広告塔及びその他の広告物等で、照明を伴うものについては、この表の金額の欄に定める額に 10 割を加算した額とする。

5. 那覇市屋外広告物条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第11条又は第14条第5項から第9項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 色彩及び意匠を表す図面
- (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。)
- (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可等の通知)

第3条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(第2号様式)に屋外広告物許可証(第3号様式)を添付して、当該許可の申請をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る許可にあっては、当該はり紙、はり札等又は立看板に屋外広告物許可印(第4号様式)を押印することにより、屋外広告物許可証の交付に代えることができる。

2 市長は、前項の許可について許可しないときは、その旨及び理由を当該許可の申請をした者に通知するものとする。

(表示等の完了の届出)

第4条 条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示等を完了したときは、速やかに、屋外広告物表示(設置)完了届出書(第5号様式)に当該広告物等の現況を示すカラー写真を添付して、市長に届け出るものとする。ただし、当該許可の期間が

1月以内の広告物等については、この限りでない。

2 前項の規定は、条例第14条第11項又は第12項の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。

(景観保全型広告整備地区における届出等)

第5条 条例第12条第6項の規則で定める広告物等は、条例第14条第2項第1号に掲げる広告物等で表示面積が1平方メートルを超えるものとする。

2 条例第12条第6項の規定による届出は、屋外広告物表示(設置)届出書(第6号様式)に第2条第1号から第3号までに掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出を受け付けたときは、届出済標識(第7号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る届出にあっては、当該はり紙、はり札等又は立看板に届出済印(第8号様式)を押印することにより、届出済標識の交付に代えることができる。

(広告物協定地区における認定の申請等)

第6条 条例第13条第1項、第3項又は第8項の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書(第9号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図(条例第13条第8項の認定を受けようとする場合を除く。)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書(第10号様式)を交付するものとする。

(適用除外の基準)

第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第10項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

⇒別表第1

(規則で定める施設又は物件)

第7条の2 条例第14条第8項の規則で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件
- (2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件
- (3) その他市長が指定するもの

(規則で定める公共的な取組)

第7条の3 条例第14条第9項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体及び地域住民等が実施主体となつて行う行事又は催物
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理
- (4) その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としないものであつて、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとして市長が認める取組

(公共的目的の広告物等に係る届出等)

第8条 条例第14条第11項及び第12項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

(軽微な変更又は改造)

第9条 条例第14条第11項及び第12項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物等をその許可又は届出当時の表示内容、形状、色彩、意匠又は許可に付せられた条件に変更を加えない程度に修繕し、補強し又は塗り替えるもの
- (2) 劇場、映画館等常設の興行場が設置する物件に位置及び形状を変更することなく興行内容を表示する広告物を定期的に変更するもの
- (3) 新聞又ははり紙を掲出するため設置する物件に位置及び形状を変更することなく表示する広告物を定期的に変更するもの

(蛍光塗料等の禁止)

第10条 条例第16条第6号の規則で定める塗料等は、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料とする。

(許可の基準)

第11条 条例第17条第1項の規定により規則で定める許可の基準は、別表第2から第4までのとおりとする。

⇒別表第2・別表第3・別表第4

(許可の期間)

第12条 条例第18条第2項の規定により規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気

球広告 1月以内

(2) 立看板又は広告旗 1年以内

(3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの3年以内
(継続の許可の申請)

第13条 条例第19条の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書(第11号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物安全点検報告書(第12号様式)
- (2) 広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限る。)
- (3) 点検資格者(条例第22条の2第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)の資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(変更等の許可の申請)

第14条 条例第20条の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書(第13号様式)に、変更又は改造の内容を明らかにした書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

(許可等の表示)

第15条 条例第21条第1項の規則で定める許可証は、第3条第1項の屋外広告物許可証とする。

2 条例第21条第1項ただし書の規則で定める許可の押印は、第3条第1項の屋外広告物許可印とする。

3 条例第21条第3項の規則で定める届出済標識は、第5条第3項の届出済標識とする。

4 条例第21条第3項ただし書の規則で定める届出済印の押印は、第5条第3項の届出済印とする。

(点検)

第15条の2 条例第22条の2第2項第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者
- (2) 次に掲げる者であつて、屋外広告業に関する3年以上の実務経験を有するもの
 - ア 条例第44条の講習会を修了した者
 - イ 条例第45条第1項第3号に掲げる者、同項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了したものに限る。)
 - 又は同項第5号に掲げる者
- (3) 条例第45条第1項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了した者を除く。)
- (4) その他前3号に掲げる者と同等以上の知識を有す

- る者として市長が定める者
- 2 条例第 22 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗又は気球広告とする。
- (除却の届)
- 第 16 条 条例第 23 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(第 14 号様式)を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出には、広告物等を除却したことを示すカラー写真を添付しなければならない。
- (広告物等を保管した場合の公示の場所等)
- 第 17 条 条例第 27 条第 1 項第 1 号の規則で定める場所は、那覇市公告式規則(平成 16 年那覇市規則第 39 号)第 2 条第 2 項の市役所前の掲示場及び広告物等を保管した土木管理事務所とする。
- 2 条例第 27 条第 2 項の規則で定める保管物件一覧簿は、保管物件一覧簿(第 15 号様式)とする。
- 3 条例第 27 条第 2 項の規則で定める場所は、道路管理課及び土木管理事務所とする。
- (保管した広告物等の売却の方法)
- 第 18 条 条例第 29 条の規則で定める方法は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)及び条例に定めるもののほか、那覇市契約規則(昭和 46 年那覇市規則第 13 号)の規定を準用する。
- (広告物等の返還に係る受領書)
- 第 19 条 条例第 31 条の規則で定める受領書は、受領書(第 16 号様式)とする。
- (身分証明書)
- 第 20 条 条例第 32 条第 2 項(第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める身分証明書は、身分証明書(第 17 号様式)とする。
- (管理者の資格等)
- 第 21 条 条例第 34 条第 1 項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗、つり下げ広告又は気球広告とする。
- 2 条例第 34 条第 2 項の規則で定める広告物等は、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが 4 メートルを超えるものとする。
- 3 条例第 34 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、第 15 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者とする。
- (管理者等の届出)

- 第 22 条 条例第 35 条の規定による届出は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。
- (1) 条例第 35 条第 1 項の届出 屋外広告物管理者設置届出書(第 18 号様式)
- (2) 条例第 35 条第 2 項の届出 屋外広告物設置者(管理者)変更届出書(第 19 号様式)
- (3) 条例第 35 条第 3 項の届出 屋外広告物除却(滅失)届出書(第 14 号様式)
- (4) 条例第 35 条第 4 項の届出 屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書(第 20 号様式)
- (登録の更新の申請期限)
- 第 23 条 屋外広告業者は、条例第 36 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに更新の登録の申請をしなければならない。
- (登録申請書の様式)
- 第 24 条 条例第 37 条第 1 項の登録申請書は、屋外広告業者登録申請書(第 21 号様式)とする。
- (登録申請書の添付書類)
- 第 25 条 条例第 37 条第 2 項及び次項第 1 号の誓約する書面は、誓約書(第 22 号様式)とする。
- 2 条例第 37 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 登録申請者が法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第 39 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 45 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面
- (4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し又はこれに代わる書面
- 3 前項第 3 号の略歴を記載した書面は、略歴書(第 23 号様式)とする。

- (変更の届出)
- 第26条 条例第40条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業者登録事項変更届出書(第24号様式)に添付しなければならない。
- (1) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書
 - (2) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合に限る。) 住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (3) 条例第37条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
 - (4) 条例第37条第1項第3号に掲げる事項の変更登記事項証明書並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
 - (5) 条例第37条第1項第4号に掲げる事項の変更住民票の写し又はこれに代わる書面並びに前条第2項第1号及び第3号の書面
 - (6) 条例第37条第1項第5号に掲げる事項の変更前条第2項第2号の書面
- (屋外広告業者登録簿)
- 第27条 条例第38条第1項の規則で定める屋外広告業者登録簿は、屋外広告業者登録簿(第25号様式)とする。
- 2 条例第41条の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。
 - 3 条例第38条第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録済証(第26号様式)の交付により行うものとする。
- (廃業等の届出)
- 第28条 条例第42条第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(第27号様式)によるものとする。
- (講習会の開催等)
- 第29条 市長は、条例第44条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を告示するものとする。
- 2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物等に係る法令に関する事項
 - (2) 広告物等の表示等の方法に関する事項
 - (3) 広告物等の施工に関する事項
 - 3 次に掲げる者については、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。
 - (1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項の電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの(講習会の受講)
- 第30条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する証書等の写しを添付しなければならない。
- (講習会修了証書の交付等)
- 第31条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(第29号様式)を交付するものとする。
- 2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長にその理由を記載した書類を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。
- (業務主任者の資格等)
- 第32条 条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、広告物等の表示等についての営業所における責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがない者について行う。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(第30号様式)に、同項の5年以上の経験を有することを証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の認定をしたときは、申請者に認定証(第31号様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第 33 条 条例第 46 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 営業所名
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第 46 条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第 32 号様式)によるものとする。

3 条例第 50 条第 2 項の規定により条例第 36 条第 1 項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者(以下「特例屋外広告業者」という。)に係る前 2 項の規定の適用については、第 1 項第 2 号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「屋外広告業者登録票(第 32 号様式)」とあるのは「屋外広告業者届出済票(第 33 号様式)」とする。

(帳簿の記載事項等)

第 34 条 条例第 47 条の営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示等の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等の表示等の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第 47 条の帳簿は、屋外広告物契約台帳(第 34 号様式)によるものとする。

3 第 1 項各号に掲げる事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 第 2 項の帳簿(前項の規定により記録が行われた電磁的記録を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示等の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(特例屋外広告業者の届出)

第 35 条 条例第 50 条第 3 項の規定による届出は、特例屋外広告業者届出書(第 35 号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる書面

2 市長は、前項の届出を受理したときは、特例屋外広告業者届出済証(第 36 号様式)を交付するものとする。
(特例屋外広告業者の変更の届出)

第 36 条 条例第 50 条第 3 項の規定による届出事項を変更したときの届出は、特例屋外広告業者届出事項変更届出書(第 37 号様式)によるものとする。

2 前項の届出の内容が業務主任者に関するものであるときは、第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる書面を特例屋外広告業者変更届出書に添付しなければならない。
(特例屋外広告業者届出簿)

第 37 条 条例第 50 条第 7 項の特例屋外広告業者届出簿は、特例屋外広告業者届出簿(第 38 号様式)とする。

2 条例第 50 条第 7 項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。
(監督処分簿)

第 38 条 条例第 51 条第 1 項の屋外広告業者監督処分簿は、屋外広告業者監督処分簿(第 39 号様式)とする。

2 条例第 51 条第 1 項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

3 条例第 51 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号又は届出番号、登録年月日又は届出年月日、商号、氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 処分の根拠となった条例の条項
- (3) 処分の期間
- (4) 処分の原因となった事実
- (5) その他市長が必要と認める事項

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係）

適用除外の基準

区分	基準	
条例第14条第2項第1号(自家用広告物等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積の合計は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1事業所等につき5平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1事業所等につき10平方メートル以下であること。 	
条例第14条第2項第2号(管理上の必要に基づき表示する広告物等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1か所につき1平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1か所につき5平方メートル以下であること。 	
条例第14条第2項第5号(軌道車両又は自動車に表示される広告物)	軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 絵画その他の具象的な図柄(写真を除く。)を表示する広告物で、営利を目的としないものであること。 (4) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1平方メートル以下であること。 (5) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1個であること。
	自動車	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)で、後面においては1平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)であること。 (3) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下(小型車にあっては、2個以下)で、後面においては1個であること。
条例第14条第3項第1号(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 (4) 個数の合計は、1物件につき1個であること。 	
条例第14条第4項(政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) はり紙又ははり札等の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告旗又は立看板等の大きさは、横1メートル以下、縦2メートル以下であること。 (3) 表示期間は、1月以内であること。 (4) 表示期間並びに表示者又は管理者の氏名及び連絡先を明記していること。 (5) 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあっては、その所有者)の承諾を得ていること。 	

条例第14条第10項(寄贈者名等)	(1) 大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積の20分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の効用を妨げないものであること。 (3) 個数の合計は、1施設又は1物件につき1個であること。
-------------------	---

備考

- 1 「電光表示広告物」とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することができる広告物をいう。
- 2 「1事業所等」とは、一つの住所、事業所、営業所又は作業場若しくはこれらの駐車場をいう。
- 3 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び既設の広告物等の表示面積を合算したものとす。
- 4 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び既設の広告物等の個数を合算したものとす。
- 5 「小型車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1の小型自動車及び軽自動車をいう。
- 6 軌道車両又は自動車に表示される広告物の表示面積及び個数の計算をする場合は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含むものとする。

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1月以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合の基準

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	30平方メートル以下

備考

- 1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
 - (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であって、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 5 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等及び既設の広告物等(いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く)の表示面積の合計をいう。

2 広告物等のうち電光表示広告物に係る表示面積の合計の基準

地域区分	電光表示広告物の表示面積の合計
住居系地域	5平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	5平方メートル以下

備考

- 1 「電光表示広告物」とは、別表第1備考1に規定する電光表示広告物をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) 一般基準

- ア 広告物等の位置、形状、大きさ、色彩及び意匠は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物その他の場所及びその周囲の景観又は環境と調和するものであること。
- イ 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめているものであること。
- ウ 広告物等は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物及び当該敷地の接道の状況等に照らし、当該敷地又は建築物に係る特定の場所又は一定の区域内に過度に集中していないものであること。
- エ 広告物等の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- オ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又はげん惑させること等により道路交通に影響を与えないものであること。
- カ 電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものは、その周囲の景観又は環境と調和するものであること。
- キ 道路法、建築基準法その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

(2) 色彩に係る基準

- ア 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、地色においては、赤、黄色その他げげばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。
- イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

	地域区分	基準
(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 市街化調整区域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等（既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。）におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、5パーセント以下であること。
(2)	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等（既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。）におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、10パーセント以下であること。
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等（既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。）におけるマンセル値による彩度8以上の色を使用するものでないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、マンセル値による彩度8以上の色によって表示される面積の割合を、立面積に対し、5パーセント以下とすることができる。

備考

- (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、都市計画法第2章の規定により定められた地域、地区又は区域をいう。
- (3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区については、那覇市都市景観条例第9条第1項の規定により定められた重点地区をいう。
- (2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(1)の項地域区分の欄に掲げる風致地区に係る区域を除くものとする。
- (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区に係る区域を除くものとする。
- 「壁面」とは、建築物の外壁等（建築物の外壁又はこれに代わる柱をいう。）の面をいう。
- 「マンセル値」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。
- 「立面積」とは、各壁面について、壁面を垂直方向に見た場合における外壁等の外郭線（広告物等が外壁等の外郭線の外側に位置するときは、当該広告物の外郭線を含む。）内を1平面とみなした面の面積をいう。
- 基準の欄中壁面及び広告物等における色によって表示される面積について、広告物等が外壁等の外郭線の内側に位置するときは、当該広告物等によって覆われる外壁等の部分の面積を除くものとする。

2 広告物等の種類ごとの許可基準（条例第 11 条の許可）

野立広告(広告板、広告塔及びサインポール)	住居系地域 工業系地域	(1) 1 面当たりの表示面積が 15 平方メートル以下で、かつ、1 事業所等における表示面積の合計が 30 平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について 1 基当たりの表示面積の合計が 15 平方メートル以下である場合は、1 事業所等における表示面積の合計を 45 平方メートル以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは 5 メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは 10 メートル以下であること。
	商業系地域	(1) 1 事業所等における表示面積の合計が 30 平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について 1 基当たりの表示面積の合計が 15 平方メートル以下である場合は、1 事業所等における表示面積の合計を 45 平方メートル以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは 5 メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは 15 メートル以下であること。
屋上広告	住居系地域 工業系地域	(1) 表示面積は、1 面 30 平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3.5 メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 4 分の 1 以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに 1 個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。
	商業系地域	(1) 表示面積は、1 面 50 平方メートル以下であること (2) 高さは、7 メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 1 以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに 1 個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。
壁面広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1 壁面における表示面積の合計が 30 平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の 4 分の 1 以下であること。ただし、1 壁面の面積が 120 平方メートルを超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1 壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。 $30 + (1 \text{ 壁面の面積 (m}^2) - 120) \times 1/20$ (2) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、1 個以下であること。
	商業系地域	(1) 1 壁面における表示面積の合計が 50 平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の 3 分の 1 以下であること。ただし、1 壁面の面積が 150 平方メートルを超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1 壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。 $50 + (1 \text{ 壁面の面積 (m}^2) - 150) \times 1/20$ (2) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、2 個以下であること。

突出広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、20平方メートル以下(1面の場合は10平方メートル以下)であること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。 (3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
	商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、40平方メートル以下(1面の場合は20平方メートル以下)であること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。 (3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
電柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、突出広告にあつては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下で、巻付広告にあつては縦1.2メートル以下で、直塗広告及び貼付広告にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下であること。 (2) 道路面から、巻付広告又は直塗広告の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。 (3) 個数の合計は、電柱1本につき突出広告、巻付広告、直塗広告又は貼付広告ともに各1個であること。ただし、角鉄柱において、これらを表示し、又は設置する場合は、当該角鉄柱の2面以内において行うことができる。 (4) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。取付けの方向は、歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として道路境界線側であること。
街灯柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 規格は、原則として統一することとし、表示面積の合計は、1面0.3平方メートル以下であること。 (2) 個数の合計は、街灯柱1本につき1個限りとし、巻付広告、直塗広告又は貼付広告は表示しないこと。 (3) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
はり紙、はり札等	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 同一内容のものは、1か所につき2枚以下であること。
立看板等	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下で、脚の長さは0.5メートル以下であること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直であること。 (3) 信号機、主要な交差点(幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。)の角、道路標識(主要な交差点の角から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。)及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。

アーチ広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、1面30平方メートル以下であること。 (2) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (3) 設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域であること。
広告幕 (横断幕、懸垂幕等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面に表示する個数の合計は、1壁面3個以下であること。 (3) 広告幕の外周に風圧に耐える措置を講じること。 (4) 地上から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (5) 道路を横断する広告幕にあつては、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
広告旗 (旗、のぼり等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	表示面積は、2平方メートル以下であること。
塀又は垣広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下、かつ、20平方メートル以下であること。 (2) 個数の合計は、塀又は垣の1面につき3個以下であること。 (3) 表示方向から見た場合における塀又は垣の外郭線から突出しないこと。
気球広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 気球の直径は、3メートル以下であること。 (2) 広告物の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。 (3) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下であること。 (4) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触しないものであること。 (5) 広告面にネットを使用していること。

備考

- 1 「1事業所等」とは、別表第1備考2に規定する1事業所等をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。
- 3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出ししようとする広告物等及び既設の広告物等（いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く。）の個数の合計をいう。

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第9項までの許可の基準

区分		基準
条例第14条第5項(自家用広告物等)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積の合計は、1事業所等につき30平方メートル以下(個数が1個の場合は、20平方メートル以下)であること。ただし、条例第9条第1項第2号から第4号まで及び同項第7号の地域においては、10平方メートル以下であること。 (4) 電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする電光表示広告物の表示面積及び許可を受けた既設の電光表示広告物の表示面積を合算したものとす。)は、1事業所等につき5平方メートル以下であること。
条例第14条第6項(軌道車両に表示される広告物)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。
条例第14条第7項(案内広告物等)	道標柱	(1) 表示面積は、1個につき0.5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、1.5メートル以下であること。
	道標板	(1) 表示面積は、1個につき0.3平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2メートル以下であること。
	案内図板	(1) 表示面積は、1個につき5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2.5メートル以下であること。
条例第14条第8項(公益上必要な施設等における広告物等)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 1面当たりの表示面積が2平方メートル以下で、かつ、1か所における表示面積の合計が4平方メートル以下であること。 (4) 高さは、2.5メートル以下であること。 (5) マンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の合計が、1か所における表示面積の合計の3分の1以下であること。 (6) 個数の合計は、1施設又は1物件につき2個以下であること。ただし、市長が特に認める広告物等については、この限りでない。 (7) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。
条例第14条第9項(公共的な取組に係る広告物等)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積は、1面2平方メートル以下、1建築物又は1工作物における合計が5平方メートル以下、1施設につき20平方メートル以下で、かつ、個数の合計は、10個以下であること。ただし、公共的な取組を行う者が、表示され、又は設置される広告物等について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (4) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。

備考

- 1 「1 事業所等」又は「電光表示広告物」とは、別表第 1 備考に規定する 1 事業所等又は電光表示広告物をいう。
- 2 「表示面積の合計」とは、別表第 2 第 1 項備考 6 に規定する表示面積の合計をいう。
- 3 「マンセル値」とは、別表第 3 第 1 項備考 6 のマンセル値をいう。
- 4 「個数の合計」とは、条例第 14 条第 8 項又は第 9 項の規定により許可を受け表示し、又は設置される広告物等の個数の合計をいう。

